

# 意見募集要領

## 1 意見募集対象

周波数再編アクションプラン（平成 30 年度改定版）（案）

## 2 意見募集の趣旨・目的・背景

電波の利用状況調査の評価結果等に基づく具体的な周波数の再編を円滑かつ着実にフォローアップするための具体的な取組を示すため、平成 16 年度から、「周波数再編アクションプラン」を策定し、毎年度改定・公表している。

今般、平成 29 年度電波の利用状況調査（714MHz 以下の周波数帯を対象）の評価結果（平成 30 年 7 月）及び電波有効利用成長戦略懇談会の報告書（平成 30 年 8 月）の提言等を踏まえ、「周波数再編アクションプラン（平成 30 年度改定版）（案）」を作成したので、意見を募集する。（報道資料のとおり。）

## 3 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 4 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

### (1) 郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て

※ あわせて、意見の内容を保存した電子媒体を添えて提出いただくようお願いする場合があります。

その場合の電子媒体等の条件は次のとおりです。

電子媒体：光ディスク（CD-R、DVD-R）

ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又は  
ジャストシステム社一太郎ファイル

他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。

電子媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた電子媒体は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

### (2) F A X を利用する場合

送付先 F A X 番号：03-5253-5940

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て  
※担当に電話連絡後、送付してください。  
なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

送付先電子メールアドレス： freq-ap\_atmark\_ml.soumu.go.jp (※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しています。送信の際には、「@」に変更してください。)

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。))として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

5 意見提出期限

平成30年10月16日(火)(郵送については、締切日の消印まで有効とします。)

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・ご記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の各代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である改定案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約されたものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。